

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年度から新たに非課税となった世帯が対象

7/4(月)から申請書を順次発送

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化化する中で、令和4年度から新たに住民税非課税となった世帯に対して、速やかに生活・くらしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金を支給します。

給付対象世帯

基準日(令和4年6/1)において江東区の住民票に記載されており、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

(注1) 他自治体からの支給を含め、次のAまたはBと同一の世帯および当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は対象外です。

A：令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の受給対象となる世帯(未申請・辞退を含む)

B：家計急変世帯(※)に対する臨時特別給付金を受給した世帯

※住民税課税世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当となった世帯

(注2) 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(注3) 世帯主が令和3年12/11以降の入国者および出生者である世帯は対象外です。

受給権者 給付対象世帯の世帯主の方

給付額 1世帯につき10万円

支給方法

原則として申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。申請から振り込みまでは、1か月ほどかかります。

申請書の提出はお早めに

申請期限の9/30(金)までに申請書を提出されない場合は、給付金を受け取ることができなくなります。早めの提出をお願いします。

申請方法

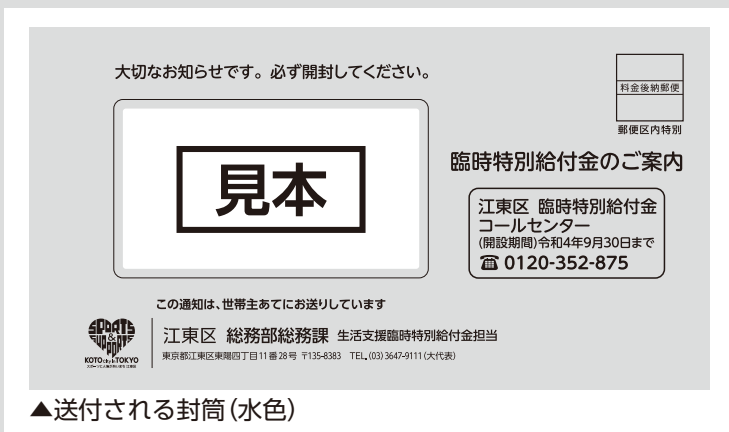
区から発送する申請書で要件を確認のうえ、郵送でご提出ください。

申請期限 令和4年9/30(金) 必着

申請書発送日

世帯	発送日
①令和3年12/10以前より住民票が江東区にある給付対象世帯	7/4(月)以降
②令和3年12/11以降の転入者がいる給付対象となりうる世帯	7/6(水)以降

②は給付対象外となる世帯にも送付しています。対象となる場合のみ、申請書をご返送ください。



お問い合わせ

江東区コールセンター

☎0120-352-875

月～金曜(祝日を除く)8:30～18:00

(7月中は土・日曜、祝日も開設)

※令和4年9/30(金)まで開設

内閣府コールセンター

☎0120-526-145

月～金曜(祝日を除く)9:00～20:00



▲最新情報は
こちら
(区ホームページ)

国民年金保険料の納付が困難な方へ

令和4年7月分以降の免除・納付猶予申請の受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(金)から、令和4年7月分～令和5年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、受給金額は保険料を全額納付した場合と比べると減額になります。なお、免除承認期間中の保険料は10年以内であれば後から納付することが可能です。

「免除」は本人、配偶者および世帯主、「納付猶予」は50歳未満の方が対象で、本人および配偶者の昨年中の所得により日本年金機構が審査します。

なお、失業を理由とした免除・納付猶予申請をされる場合は審査基準に特例がありますので、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等の書類をご用意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降に所得が相当程度まで下がった方は、別途ご相談ください。

受付は江東年金事務所(亀戸5-16-9)、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所、各出張所で行っています。窓口にお越しの際は、次のいずれか一つをお持ちください。

○マイナンバーカード

○本人確認書類

○年金手帳

○基礎年金番号が確認できるもの

郵送での受付も可能です。必要書類を江東年金事務所または区民課年金係へご郵送ください。郵送についての詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

区民課年金係

☎(3647)1131
FAX(3647)9415

7/1(金)～31(日)

令和2年6月分
令和2年7月分～令和3年6月分
令和3年7月分～令和4年6月分
令和4年7月分～令和5年6月分

8/1(月)以降

令和2年7月分～令和3年6月分
令和3年7月分～令和4年6月分
令和4年7月分～令和5年6月分

※申請日から2年1か月前までさかのぼって申請することができます
※土・日曜、祝日は受付していません(第2土曜は江東年金事務所受付可能)

給付金を装った詐欺に注意

ご自宅に区から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。給付金の支給等を装った「振り込み詐欺等」にご注意ください。